

住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート

第3回実施分（令和5年10月23日開催） 自由記載欄

【傍聴者37名】

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 対象については、市民の生活・福祉に関するものに、投票資格者についての議論を単純化するためにも、限定するべきだと思います。対象と資格者が連動しない方がよいと思います。
- ・ 成立要件は会議の定則数と同じで、住民の意識を check した上、投票率で賛否を見る方がよいと思いました。
- ・ 対象事項は市・自治体の権限内にしたほうが、予算の無駄にもならず良いでしょう。
- ・ 資格者は、微妙な問題に関して、有権者としたほうが、外からの介入がなくてよいでしょう。この点も論議深めていただきたい。
- ・ 有識者の方々の意見を聞き、やはりアンケートで充分だと思いました。武蔵野市は、核や米軍、原発などの問題が今あるのでしょうか？ 署名判断ならばアンケートで良いのではと改めて思います。
- ・ 市民の日常生活に関わる広く、かつ密接な課題が対象となる住民投票なのですから、住民自治の基本に立ち返って、推進以外ありえないと思います。論点は整理するとしても、常設型住民投票制度すら作りえず、様々な外国人や市民活動に対するデマ、恫喝に屈するなら、民主主義、住民自治の後退となります。事務局の資料は、よく調べられている。
- ・ 投票ボイコットによる意思表示の影響をめぐる議論。つまり、投票率制と得票率制2つの違いについて。
- ・ 対象事項についての議論（市の権限に属さない事項等）
- ・ 二代表制の補完という意義を論点として議論して頂きたい。委員のレファレンダム論は、議会の結論に対して、市民に不服等があった場合、住民投票という制度に訴えるという旨だと思う。誰が、何を目的として住民投票を行うのかということについて、各委員の認識が違っていると思う。そこはある程度共通にしてほしい。
- ・ 対象事項。
- ・ 委員の「市民に認識と判断能力を求めているから、投票率が大事」との言葉が印象に残りました。分かりやすくよい会でした。委員の、権限に属さない事項の質問に対して座長の答えもおもしろかったです。
- ・ 市長、議会の関与について。（住民投票開始に関して）投票実施を決めるにあたり、決定の責任者は必要だが、議会がどう関与するのか良く見えず、疑問を感じた。
- ・ 今回の懇談会のテーマは、1 住民投票実施についての市長や議会の関与、2 成立要件、3 対象事項であったと理解しています。
1 について言えば、どの委員も「議会がブロック機能を持つことは常置型住民投票制度を無意味にするものだ」とされる点で一致していましたが、さまざまな時点で一定の関与は考え

られるとの意見も多く出されました。その端的な例は、資料で紹介されていた西尾勝氏の「議会がいったん審議した上で住民投票にかける」というものなのでしょう。しかし、これまでの住民投票の実施例からいって、市民が議会で議論されてもいないテーマについて、突然住民投票を請求するなどということはほとんど考えられません。実際には、首長や議会が、市民の強い反対にもかかわらず強行しようとする施策にストップをかけるためか、これまで多くの手段で市や議会に働きかけても実現されない施策の実施を求めるために、住民投票が行われるのではないのでしょうか。その意味では、市民が必要な署名を集め、いざ投票となったときに、さらに議会に意見表明する機会を与えるなどということは、私には、過剰な手続きのように思われます。

また、市長の関与については、代表者証明書の交付を通じて一定の「不適格な」投票請求を排除することについて、一部の委員から無限定な条項で市長に広い権限を与えることへの危惧が表明されましたが、原則的には当然のこととされたように思われます。本当にそれでいいのでしょうか。判例となった広島市のケースのように、「市政運営上の重要事項」の判断に市長の広い裁量権を認めれば、住民投票制度は骨抜きになってしまうのではないのでしょうか。2について、座長が「投票のテーマへの賛否ではなく、そもそもこのテーマを住民投票に付することが適当でないとの意見を反映させるために投票しない、という態度は認められるべきであり、投票によって決すること自体が多数の市民意思であることを確認するためには、絶対得票率ではなく、投票率で成立要件を決めるべきではないか」と提起されました。私は、投票しない者はすべてこのテーマを住民投票で決めるべきではないと考えているとするのは、擬制(フィクション)に過ぎず、正しく民意を反映しているとは言えないと思います。通常の選挙で、投票しなかった者がすべて選挙制度を認めていない(この選挙で代表を選ぶことに反対している)ことにはならないのと同じです。

3については、前述の市長権限とネガティブリストの問題がありますが、その前段階の「市政に関する重要事項」は、議会の議決権のみならず、意見表明権をも合わせて対象にするということであれば、適切であると考えます。委員がおっしゃった「権限の有無よりも市民への影響の有無で考えるべきだ」との意見に賛成します。米軍基地が市内に建設されることについて住民投票で市民意思を明確にすることはできなければならないと思いますが、安保条約の可否を武蔵野市の住民投票にかけることは、適切なものとはいえないでしょう。

- ・ 識者および市職員の氏名を次第に記してもらいたい。氏名だけでなくどういう方なのかも。
- ・ ボイコット運動を排除する前提ありきで検討が進むのかと思いきや、座長がなぜボイコット運動(投票しないという意思表示)がいけないのか?と発言されてもつとも思った。そして有識者の方々の意見を聴いて改めて現状において不要な条例案だと思った。
- ・ そのままの『住民参加』の意義を理解していないかのような議論がされたことに衝撃を覚えました。座長の方が『この課題は専門家に任せておけばよい』という見地から投票ボイコットを積極的に認めるためには、成立要件を投票率で規定する方が良いと意見を述べましたが、自治基本条例に基づく住民投票制度の根本的な意義を踏まえていないのではないのでしょうか? 得票率で規定する方が制度の意義を生かせると意見を述べた方がいましたが、私もその方が優れた制度になると考えます。

杉並区の岸本区長が『町の専門家は住民。その声を大切にしたい』と積極的に住民参加の区政、ミニシュパリズムを提唱しています。『政治参加を選挙による間接民主主義に限定せずに、地域に根付いた自治的な民主主義や合意形成を、重視する倫理であり、哲学であり、政治運動』『地域の皆で選挙以外の場でも主体的に政治参加していこうよという実践』を呼びかけ、参加型予算など具体的な区民参加の方法を打ち出しています。

有識者の皆様には、市民参加の意義、今の議会制民主主義の行き詰まり、何故投票率がこれほど低く皆が政治に期待しないのか、議員だけが本当に市政の専門家なのか？という根本的なところから、問題を、捉え直してほしいと希望します。

- ・ 住民投票制度の対象事項の議論はまだ深める必要があると思います。今回は『市の権限の及ばない事項』をどうするかが議論されましたが、2年前の条例案にあったような案を応用して『特定の個人または団体、特定の出自や地域の住民等の権利を不当に侵害したり差別する恐れのある事項は対象にできない』というような規定を入れる必要があると考えます。

- ・ 強いて挙げれば、ボイコット運動を巡る議論。

住民投票制度そのものに疑問を懐く者からすると、ボイコットこそ唯一の意思表示の手段であり、それすら封殺しようとする議論は承服し難い。

- ・ 委員から「ボイコット運動は悪いのか、議会に任せておけばいいから投票には行かないのは選択肢の一つだから、ボイコット運動は悪いとは言えない。投票率（5割とは限らない4割？）を成立要件にした方がいい」との発言がありました。この発言は、住民投票制度の根拠法の自治基本条例が市民自治を基本原則とし、その推進を図ることを目的として制度された事を忘れた意見です。

住民投票制度は市民が市政について関心を高める為の制度です。一定数の連署で請求された住民投票は重みのあるもので、市においても投票を呼びかけるべきです。自らが主体的に参加することが民主主義社会を支える基礎です。ボイコット運動をさせないことは投票率を上げる効果があります。その意味で成立要件は絶対的得票率とするのが良いと思います。

ボイコットも良いというならば、選挙に行こうとの広報は無用ですか？

投票に行かないことを良しとしてはいけないと思います。主権者の政治参加は民主主義の基礎を支えます。

- ・ 住民投票請求の実際に着目した議論をお願いします。

例えば、住民投票はいつの段階で出来るのかの議論、住民投票はいつの段階でもできる。制限した条例はありません。実態は、議会や市長が決定する前に投票請求をします。投票結果に法的拘束力のない制度では議会等が決定した後ではすでに遅いのです。

- ・ 議会の関与は情報提供の範囲内で考えるべきです。

全国の住民投票請求の事例を見れば明らかですが、何処でも、請願、陳情、要請など様々な手段をやり尽くした末に、議会等に任せることは出来ない住民投票請求に至っているのです。住民投票請求段階の議会等の関与は有害無益です。

- ・ 参加資格と請求対象事項については、差別があってはならないとの観点、市長の関与をできる限り排する観点からの議論をお願いします。
- ・ お尋ねします。前回までも多くの市民が市の運営に批判も含めて傍聴者アンケートを回答してい

ますが、その内容に全く触れることなく議事進行がなされています。何の為にアンケートを行っているのですか？ 資料1のP4に自治基本条例第4条第1項「市民は、自らが自治の主体でありかつ民主主義の担い手」との市民観とし、常設型住民投票条例制度が定められた意義と記載しているが、市民意見を全く軽視しているように見えて、奇異な印象です。自治の担い手である市民とは国民であり市域内の住民であって、総合政策部の公務員ではありません。市の公務員は憲法第15条第2項の通り「全体の奉仕者」との位置付けだと思います。本市自治基本条例第2条の市民の定義が武蔵野市役所総合政策部事務方の考え方に誤認を生む元凶なのであれば、市民の定義自体をやめて全て地方自治法など既存法の用語に糺さないと弊害を生むだけです。言うまでもなく、市民自治は自治労(市職員)や一部の市民団体の私物ではありません。個別の回答は結構ですが、自治推進担当課長より、傍聴者アンケートの目的について全体の場でご説明願えませんか。

- ・ 議会や市長の関与のタイミングの話

特に市長判断の前、後、署名活動後に設けることができるのではないかと話

- ・ 委員が確認していた最後は司法判断の話

- ・ レファレンダムとイニシアチブの話

- ・ ボイコット運動の話

現在武蔵野市は不成立でも開票されるが、不成立で開票されないとすれば、開票がまた住民の分断を生むという考えから開票させないためにボイコットという選択肢もある

- ・ 常設型の住民投票制度は不要。対象事項は、市の権限外の事項は除外しないと、住民投票運動と称して、国会前で「原発反対」「米軍基地反対」などと大騒ぎする活動家集団を呼び寄せ、地元住民の安全な生活を壊す要因となるのが目に見えている。治安悪化と税金の無駄遣いを防ぐ対策を講じない限り反対。

- ・ アメリカやEU諸国が多文化共生政策に失敗して移民による紛争問題により治安悪化と大きな財政負担を抱えています。住民投票の投票資格者は公選法上の有権者に限定して下さい。投票資格者に外国人を入れ、対象事項に安全保障や原発問題を入れるつもりであれば、活動家集団や外国人テロリスト対策を講じるとともに、対策費用は市役所運営経費や人件費から捻出して下さい。

- ・ 前回、前々回、「対象事項」と「投票資格者」はバラバラに分けて議論しては意味がないと言っていたのに、事務局は何故分けて議論を進めているのか？ 対象事項が安全保障や外交、エネルギーの問題を含めるのであれば、国家の政治的な問題への意思決定とその結果は国民に帰属することから、投票資格者は当然に国民に限定される（国民主権原理）。国家の政治的な問題の意思決定に外国人が影響を及ぼす場合、国民主権の原則と相反する事態が構造的に生じる。地方公共団体の政策や意思決定が外国人の投票行動により他国の国益に直接的に影響を与え、外交問題や国際紛争に巻き込まれるリスクがあり、我国の国益を損なう恐れもある。市の権限外事項を対象事項に加えることにも絶対に反対です。

- ・ 投票資格者に、外国人を含めることには反対です。外国人と一括りに言っても、それぞれの母国における政治的スタンスや従う法や宗教も異なり、反日活动家や外国の工作員に本市の住民投票制度が悪用されたり、主義主張のプロパガンダに利用される可能性が大きい。海外の国や勢力の紛争に巻き込まれるリスクもあり、地元住民の安全な生活を脅かすことに繋がる。武蔵野市の最近の行政は、住民投票条例騒動や吉祥寺東エリアの市有地売却に伴う治安悪化など多数の前科が

あり信用できません。

- ・ 前回の条例での対象事項に「解釈の幅があった」という事務局からの反省の弁が興味深かった。しっかりした了解事項もなく、市の権限を深く掘り下げられていない状態で、よくこの条例案を上程したものだ、とある意味、感心しました。コロナ禍で外出を控えろ、と呼びかけた中で行った住民説明会、強硬すぎた誘導アンケートなど、無理に押し進めた市の態度を改めて反省して欲しいと思いました。
- ・ 「市の予算を使う」という発言が委員から出たこと。やっと税金を使う投票だという話に至った、と感じました。
- ・ 自治基本条例逐条解説のP22の表には「公職選挙法の有権者に準ずる。外国籍住民を含むかどうかは住民投票条例制定の際に検討する」と記載があった。最近の市政は地域の安全への関心が薄く、治安悪化を招いているが、公選法11条に定めのある欠格事由は地域の安全の為には適用が必須。前回否決された条例案26条(住民投票条例運動における禁止事項)には公選法138条に規定された戸別訪問の禁止ルールが抜け落ちていたが、住民の安全軽視は困る。
- ・ 住民投票資格者は公職選挙法上の有権者とし、欠格事由や禁止事項、罰則も準拠することが地域住民の安全性確保や税金の無駄遣い防止の為にも必須。仮に外国人を資格者に含める議論をするのであれば、外国人の母国の政治事情により国際紛争の構図を市政に持ち込むリスクを抱えることを前提とした安全対策と費用負担をセットで行わなければならない。また、中国籍の方々は、母国の国防動員法、国家情報法に従う義務を負っていることを議論の前提に置いてほしい。男性18-60歳、女性18-55歳の方々は有事の際には、個々人の意思に関わりなく中国国防、人民解放軍の指揮に服する法的義務を負っている。当然ですが我国の国益と当該国の国益が相反する場合は起きうることも想定内の上で、議論の俎上に載せて下さい。住民の安全を蔑ろにするような無責任な検討は厳に慎んでください。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 資料はよくまとめられているのかもしれないのですが、この場で見てもわかりにくいので、事前にHPで見られるようにして頂けないでしょうか。よろしく願いいたします。
傍聴者が熱心に聞いているのが印象的でした。分断と混乱が発生しないようにしてください。
- ・ アンケートで市民の意見を聞いて議会にかけることはできないのでしょうか？ ボイコットなどあるのだから、賛否を問う形は市民の分断を招きませんか？ その場合のことについては、どう考えていますか？ 今回こんなに問題が多いのに、武蔵野住民投票条例が安易に可決されようと進められていたと思うとゾッとします。
- ・ 国際基準から見て、住民自治と人権に関するあらゆる事項で立ち遅れてしまい、国連人権委員会や様々な国際機関から指摘を受けている日本ですが、改善点の実行には、住民投票など、市民生活での積極的な仕組み導入が急がれます。遅れば遅れるほど、30年以上も落ち込みつづけているこの国の状況を変える武蔵野市からのスタートはないでしょう。
- ・ 資料がテーマ別に集約され、よく整理されている。

- ・ 議論の節々での事務局の整理や仕切り、説明が適切でした。
- ・ 傍聴者が最後まで熱心に聴かれていることが武蔵野市らしいと感じました。
- ・ 言葉の理解が各々違うので、とてもおもしろかった。
- ・ 次第に委員の討議も白熱したものになっていく気配があり、興味深く拝聴していますが、一点だけ、事務局が作成している資料は、事前に委員に届けられ、委員はその検討をした上で懇談会に出席しておられるのでしょうか。一部の委員に、明らかに市の旧条例案の建て付けを理解してもらえないと思われる発言が見られました。

来年の2月まで懇談会が続けられるようです。そうであれば、なおのことその後の市民間の議論に実際に役に立つものになるように、講学上のレアケースまで議論し尽くすというよりも、問題となる論点について、踏み込んだ（委員によって意見が分かれても構わない、むしろ色々な意見があった方がいい）議論を行っていただきたいと思います。

- ・ レファレンダム・イニシアチブで、山形県遊佐町の少年議会はイニシアチブ形に極めて近いのではないかと。遊佐町は住民参加の意識がとても高いと思われる。そうした主題で住民投票制度の設計を図るのがよい。レファレンダムだけに制限するのは住民参加意識の観点からよろしくない。「住民の参加意識」を高めることが人口減に向かう社会において、武蔵野市が活力を増やすためには必須と考える。
- ・ 委員の発言は端々にお上の意思に従え、住民はとやかく言うな、住民が主張することは制限するぞなんで、住民投票制度の識者としてふさわしいとは思えない。「議会が決めたことを住民が下から色々言うことはいかがなものかと」など、市民が下で議会が上という前提が根本的に間違っている。
- ・ 傍聴席から見て、右がいわゆる保守、左がリベラルと感じたが、物理的に左側の2人は声が小さいのでもう少し大きな声で話してもらいたい。聞き取りづらい。
- ・ 除外事項を設けるのはよろしくない。権限の有無で除外するという精神は他人事として参加意識のないことの表明でしかない。市の公益の有無も同様。すべからく世の課題の関係性はゼロ百ではなく、濃淡でしかない。パレスチナ紛争も第三次大戦・核戦争につながる可能性がないとはいえない以上全く関係ないと言い切れない。まだまだ書き足りないがいったん以上です。
- ・ 松下玲子市長が国政への転出を表明されたら、市長肝入りの住民投票条例案のこれ以上の検討は意味を成さない。速やかに凍結すべきと考える。時間と金の無駄である。
- ・ 座長の前では、残る4人の「有識者」も市幹部も「学生」みたいなものなのだろう。敢えて論争的な問いを投げ掛け、各人の答えを引き出す運営は極めて巧みである。とは言え、この懇談会は大学院のゼミではなく、公金を支出して、市の行政施策の在り様を検討する場であることを忘れてはならない。

行政施策は住民のニーズを踏まえて行われるべきであり、その制度設計にあたっては住民の懸念を払拭することが重視されねばならないが、そのところが軽視されている。

傍聴者に対するアンケート集計結果を一読すれば住民の懸念は明らかであり、これを意識しつつ議論がなされるべきと思われるが、それらが議論においてされることは一度もない。

本来ならば、事務局が住民の懸念を集約する形で討議資料に盛り込み、有識者の見解を引き出すべきであるけれども、そのような姿勢は欠如している。

そうでなくとも、集計結果じたいは事務局から配布されているのだから、座長を始めとする「有識者」が積極的に取り上げることがあっても良いだろうに、読んだ上で無視しているのか、それとも端から読んでいないのか。

- ・ 現市長肝入りの条例。市長を辞める事がわかっているならこれも取り下げでやめていただきたい。今無理に作る必要性を全く感じません。きちんと時間をかけて市民と議論してください。最後までかき回して、ご自身の国政進出のために武蔵野市を利用するのはおやめください。
- ・ 武蔵野市の行政は、公正の確保がなされず透明性に欠けると思います。その証左がこの懇談会の委員選定と、総合政策部の議事進行。委員の選定基準も意思決定過程も不透明で偏りがあったことは多くの市民の意見がある通りです。有権者に直接大きな影響を与えるテーマである、投票資格者を議題とする次回有識者懇談会には有識者の方々の同意を得た上で、動画配信してください。市民周知が最も大切なはずの市民自治の議論をしているのに、市総合政策部が公正の確保と透明性の向上を図ろうとつとめないのは明らかにおかしいと思います。公正の確保と透明性の向上に配慮できない正当な理由があれば、次回の懇談会の場で、その理由を行政機関の担い手としてわかりやすく説明してください。
- ・ 住民投票が実施されるにはお金がかかる。その経費は毎年市の予算に組み込まれるのか？もし一年に何度も住民投票が行われて予算オーバーした場合、どうするのか？
- ・ 最初の懇談会でまるで市内では最初は反対運動がなく、外部から人が来てから反対の意見が出だしたかのような事実と違う発言があった。この発言は他の委員への印象操作になる。そのような発言をする委員が今後も出続けることがふさわしいのか？ また、その発言の訂正や住民への謝罪が必要なのではないのか？
- ・ オンライン配信を頑なに拒む市の姿勢は理解に苦しみます。何故多くの市民にこの有識者の議論を聞いてもらおうとしないのですか？
- ・ 住民投票の投票資格者は、公選法に準拠して下さい。公選法に準拠せずにかかるコスト負担を負わせないで下さい。
- ・ 投票資格の欠格事由や投票運動の禁止事項は、公選法に完全に準拠してください。住民投票運動と称する外国人テロリストや過激運動団体関係者が戸別訪問を正当化し、地元住民が危険な目に遭うことのないよう、責任ある行政をお願いします。前回の住民投票条例騒動時に、一民間のお店の方が不審な活動家集団に不当な嫌がらせ行為を受けていましたが、市長も市役所も何も対策を講じずに全て警察任せで、極めて無責任でした。税金を無駄遣いして地元の安全を損なう行政はやめてください。
- ・ 市民に聞かれて困る話をするのでなければ、動画配信して下さい。
- ・ 令和3年に住民投票条例が上程された際、市民の間では今回のような議論が既に行われていました。既視感でしかありません。それなのに、こんな「有識者」の皆様が集まっていただいて論点を整理するというこの作業が、本当に必要なのでしょうか。そもそも、市が「市民を信用していないのだな」と感じています。有識者の皆さんは、結論も出せず、奥歯にもの挟まったような物言いしか出来ない感じで、逆に申し訳ない懇談会だと思います。
- ・ 傍聴しながら、質問したいと感じることがいくつもありました。それは、委員の方にも、事務局にも、です。本当なら同時進行で、市民の意見を聴く会も開くべきでないでしょうか。この数回

の懇談会を受けてからの市民と市の意見交換会、では、一回の交換会で話すことが山盛りになってしまうと思います。

- ・ ウクライナや中東における紛争、それに伴う欧米各都市での移民の暴動、治安悪化など最近の状況も踏まえた議論をしてほしい。東西冷戦時代や10年以上前の話しを前提に議論されても正直困る。住民投票資格者に外国人を含めて、安全保障や外交問題を対象事項に含めることが、国民の生命、財産、安全保障など国益に悪影響が及ぶことがわからないとしたら、問題だと思います。大学の先生と市役所の公務員が国際ビジネスの現場を一番知らない業種の人たちだと議論を眺めていて思う。
- ・ 前回の住民投票条例案騒動の時と比べて、ウクライナ、中東、欧米をはじめ国際情勢は様変わりしている。これ迄、現実の国際情勢を踏まえるような発言は誰もしないが、投票資格者と対象事項をセットで議論する際には、是非とも見識を披露してほしい。自治推進担当課長にも最新の国際紛争や情勢を踏まえた状況確認や議事進行をお願いしたい。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、委員名については削除しています。